

特記仕様書(コピー)に替える

H30.4 改訂

特記仕様書のコピー提出について

- ①社会資本である土木構造物等の目的物は、1品1製造のオーダーメイドであり、固有の現地条件を特記仕様書等で、指定しています。
- ②検査においては、その条件に従って、施工が履行出来ているかどうか、確認を行う必要があります。
- ③従来、別の様式に写し換えて、処理状況を報告して戴いていましたが、受注者側の働き方を考慮すると、工夫の余地があります。
- ④そこで、契約図書である、最終(変更)の特記仕様書の全ページをコピーにより準備し提出をお願いします。
(設計図書の内、日常管理作業で利活用される、それらの電子データの入手については、監督職員と相談して下さい。)
- ⑤特記仕様書の条文に対し、受注者に対応の結果を確認するために、必要に応じて、検査時にヒアリングします。
なお、可能であれば(出来れば)、実施した対応結果を、提出するコピーの余白等に、メモ記入戴けると、円滑に書類検査が出来ます。

